

# 八代市議会 6 月定例会議案

(令和 8 年 6 月 8 日招集)

## 目 次

- 議案第 5 1 号 令和 8 年度八代市一般会計補正予算
- 議案第 5 2 号 令和 8 年度八代市介護保険特別会計補正予算
- 議案第 5 3 号 契約の締結について
- 議案第 5 4 号 財産の取得について
- 議案第 5 5 号 市道路線の廃止について
- 議案第 5 6 号 市道路線の認定について
- 議案第 5 7 号 八代市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について
- 議案第 5 8 号 八代市宮地東サテライトオフィス条例の一部改正について
- 議案第 5 9 号 八代市火入れに関する条例の一部改正について

契約の締結について

本市は、下記のとおり工事委託契約を締結するものとする。

記

- 1 契約の目的 八代市学校施設照明設備 L E D 化業務委託
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 工事場所 八代市北の丸町 1 番 7 号外 3 8 か所
- 4 契約金額 7 3 7 , 0 6 7 , 1 0 0 円
- 5 契約の相手方 小林電工・野村電気商会・宮田電気工業委託業務共同  
企業体  
代表者 八代市竹原町 1 6 8 0 番地の 1  
有限会社小林電工  
代表取締役 小林 幸治

令和 8 年 6 月 8 日提出  
八代市長 小 野 泰 輔

(提案理由)

本市が予定価格 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事委託契約を締結するには、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。



財産の取得について

本市は、下記のとおり財産を取得するものとする。

記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | G I G Aスクール学習用端末（タブレット端末及びタッチペン等）              |
| 2 | 取得予定価格 | 486,675,200円                                   |
| 3 | 契約の相手方 | 福岡市中央区大名二丁目9番27号<br>株式会社内田洋行 九州支店<br>支店長 坂口 秀雄 |

令和8年6月8日提出  
八代市長 小野 泰輔

（提案理由）

予定価格2,000万円以上の動産を取得するには、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。



## 市道路線の廃止について

本市は、下記の市道路線を廃止するものとする。

## 記

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
1097	竜西南北17号線	八代市川田町西 878番地先	八代市西片町 1148番3地先	なし
2056	古閑中町4号線	八代市古閑中町 1138番1地先	八代市古閑中町 690番1地先	なし
2280	中片町1号線	八代市中片町 722番1地先	八代市中片町 378番1地先	なし
2282	長田町中片町2号 線	八代市長田町 2804番地先	八代市中片町 272番4地先	なし
2289	宮地町1号線	八代市宮地町 1676番3地先	八代市宮地町 1648番1地先	なし
2050	古閑中町2号線	八代市古閑中町 1414番地先	八代市古閑中町 1270番地先	なし
2400	古閑中町17号線	八代市古閑中町 1272番7地先	八代市古閑中町 1423番地先	なし
2427	古閑中町22号線	八代市古閑中町 863番地先	八代市古閑中町 1423番地先	なし

令和 8 年 6 月 8 日提出  
八代市長 小 野 泰 輔

## (提案理由)

市道の廃止については、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を経る必要がある。

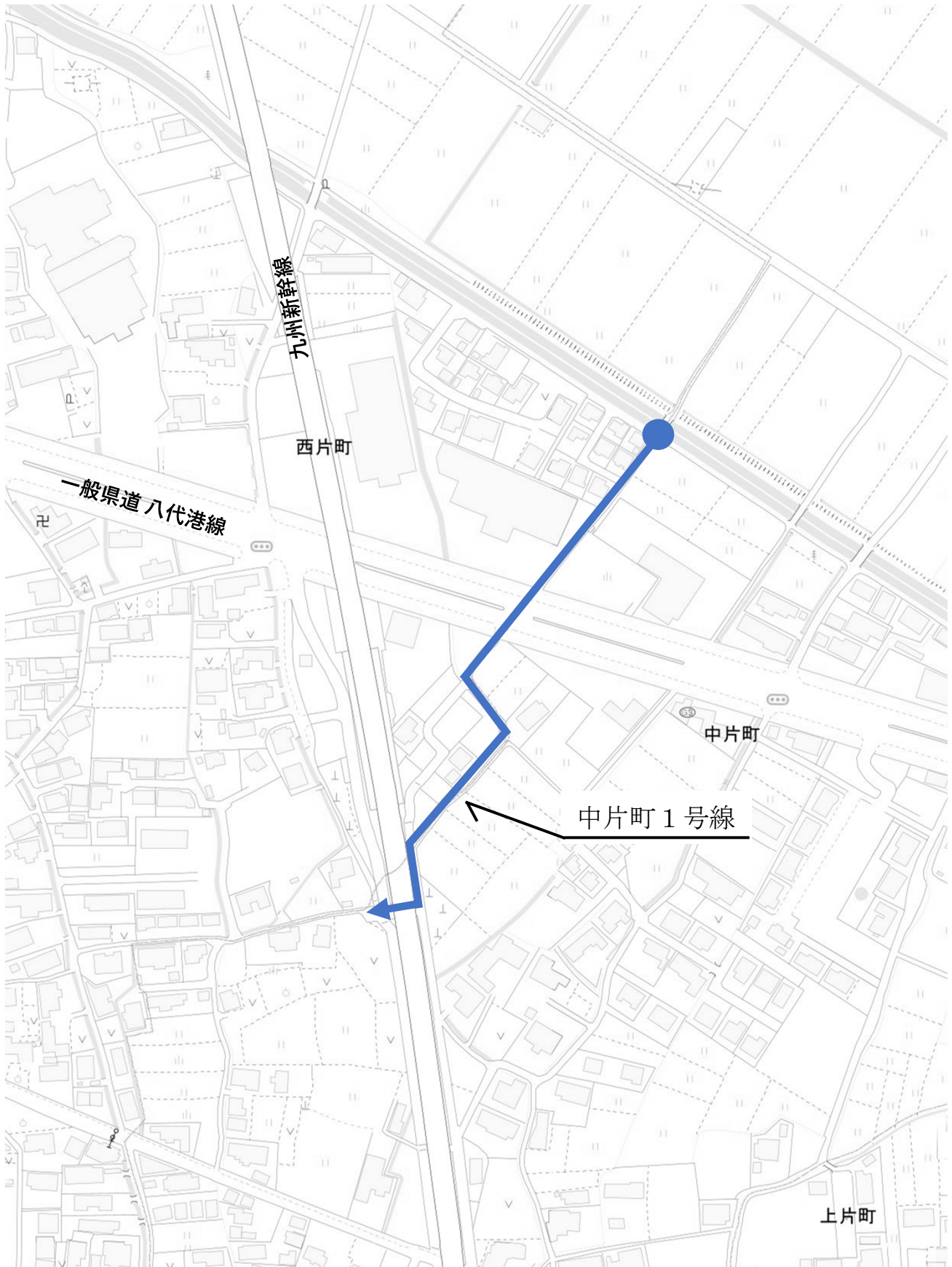
# 位置図



# 位置図



# 位置図



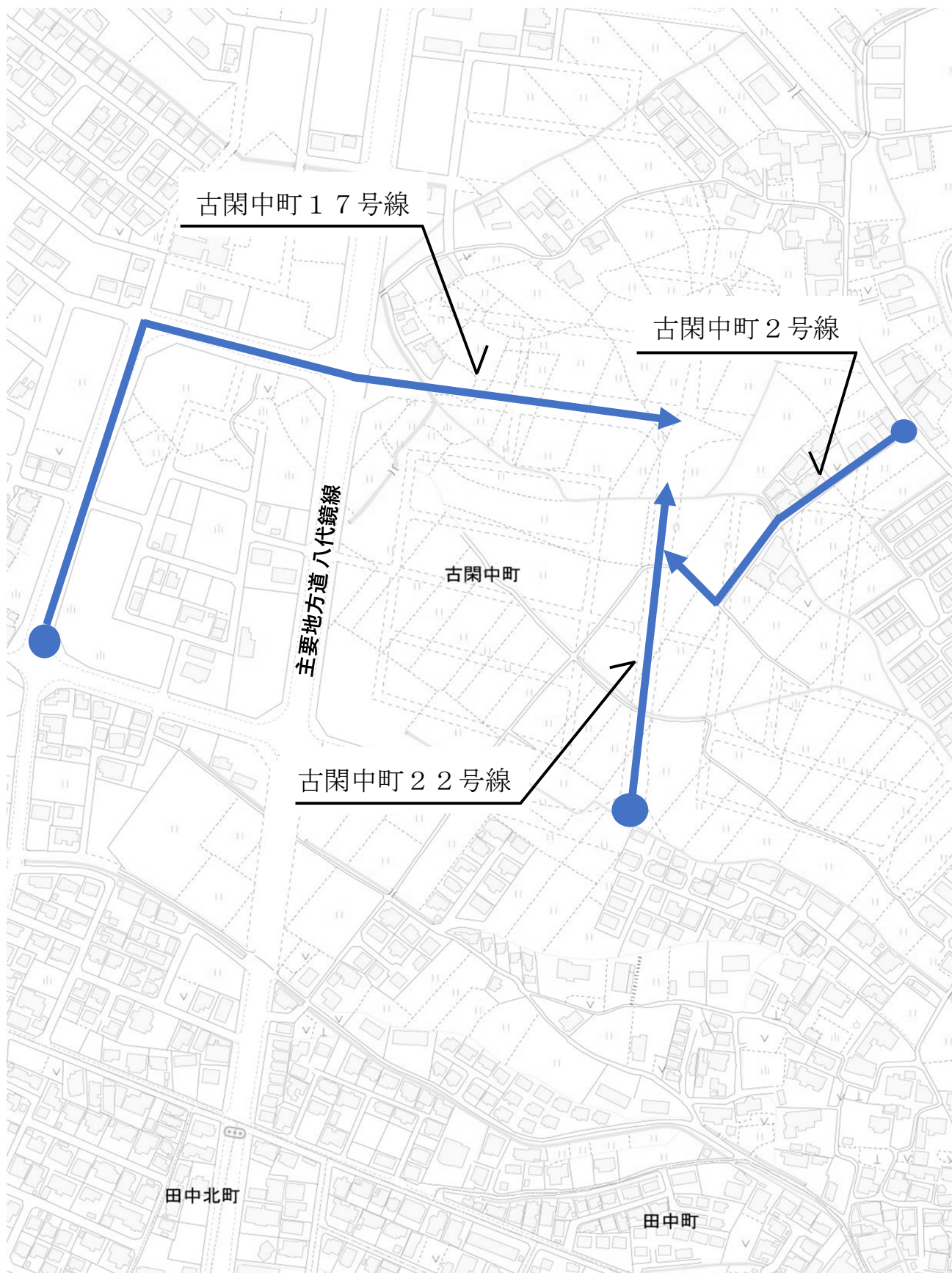
# 位置図



# 位置図



# 位置図





## 市道路線の認定について

本市は、下記の路線を市道として認定するものとする。

## 記

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
2056	古閑中町4号線	八代市古閑中町 1203番1地先	八代市古閑中町 690番1地先	なし
2280	中片町1号線	八代市中片町 722番1地先	八代市中片町 386番1地先	なし
2282	長田町中片町2号線	八代市長田町 2804番地先	八代市中片町 385番2地先	なし
2289	宮地町1号線	八代市宮地町 1714番3地先	八代市宮地町 1648番1地先	なし
2465	中片町4号線	八代市中片町 427番3地先	八代市中片町 429番地先	なし
2466	中片町5号線	八代市中片町 443番3地先	八代市中片町 272番4地先	なし
2467	宮地町11号線	八代市宮地町 1678番1地先	八代市宮地町 1693番2地先	なし
2400	古閑中町17号線	八代市古閑中町 1172番9地先	八代市古閑中町 1557番地先	なし
2427	古閑中町22号線	八代市古閑中町 863番地先	八代市古閑中町 1423番1地先	なし
2439	古閑中町区画27号線	八代市古閑中町 1203番1地先	八代市古閑中町 958番4地先	なし
2440	古閑中町区画28号線	八代市古閑中町 1040番1地先	八代市古閑中町 1091番6地先	なし
2441	古閑中町区画29号線	八代市古閑中町 2436番2地先	八代市古閑中町 2469番3地先	なし
2442	古閑中町区画30号線	八代市古閑中町 2436番2地先	八代市古閑中町 2411番2地先	なし
2443	古閑中町区画31号線	八代市古閑中町 1430番地先	八代市古閑中町 2408番2地先	なし
2444	古閑中町区画32号線	八代市古閑中町 2417番5地先	八代市古閑中町 1467番3地先	なし
2445	古閑中町区画33号線	八代市古閑中町 2407番1地先	八代市古閑中町 1448番6地先	なし

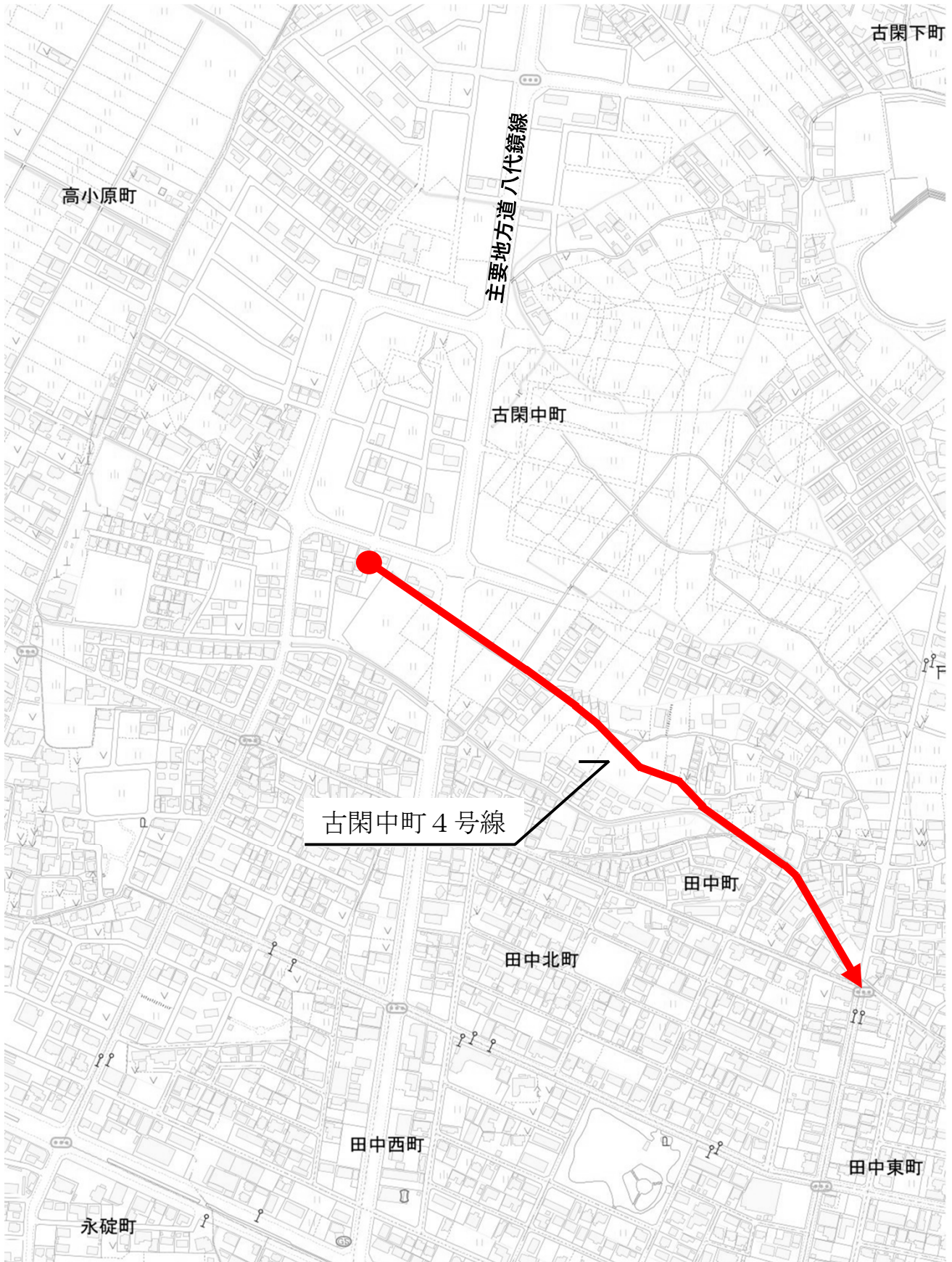
2446	古閑中町区画34号線	八代市古閑中町 2304番1地先	八代市古閑中町 1456番1地先	なし
2447	古閑中町区画35号線	八代市古閑中町 1442番3地先	八代市古閑中町 1451番地先	なし
2448	古閑中町区画36号線	八代市古閑中町 2434番2地先	八代市古閑中町 2288番地先	なし
2449	古閑中町区画37号線	八代市古閑中町 1456番1地先	八代市古閑中町 1420番2地先	なし
2450	古閑中町区画38号線	八代市古閑中町 1451番地先	八代市古閑中町 1416番地先	なし
2451	古閑中町区画39号線	八代市古閑中町 1413番2地先	八代市古閑中町 1289番3地先	なし
2452	古閑中町区画40号線	八代市古閑中町 1272番4地先	八代市古閑中町 1278番地先	なし
2453	古閑中町区画41号線	八代市古閑中町 1413番2地先	八代市古閑中町 1279番地先	なし
2454	古閑中町区画42号線	八代市古閑中町 1412番地先	八代市古閑中町 1281番地先	なし
2455	古閑中町区画43号線	八代市古閑中町 1278番地先	八代市古閑中町 1294番11地先	なし
2456	古閑中町区画44号線	八代市古閑中町 1280番地先	八代市古閑中町 1289番2地先	なし
2457	古閑中町区画45号線	八代市古閑中町 1290番1地先	八代市古閑中町 1293番3地先	なし
2438	古閑中町23号線	八代市古閑中町 3016番地先	八代市高小原町 1599番2地先	なし
2458	松江町2号線	八代市松江町 287番2地先	八代市松江町 598番2地先	なし
2459	古閑下町12号線	八代市古閑下町 1717番108地先	八代市古閑下町 1717番115地先	なし
2460	古閑下町13号線	八代市古閑下町 1717番77地先	八代市古閑下町 1717番100地先	なし
2461	古閑下町14号線	八代市古閑下町 1717番12地先	八代市古閑下町 1717番48地先	なし
2462	古閑下町15号線	八代市古閑下町 1717番27地先	八代市古閑下町 1717番33地先	なし
2463	古閑下町16号線	八代市古閑下町 1717番42地先	八代市古閑下町 1717番47地先	なし
2464	古閑下町17号線	八代市古閑下町 1717番72地先	八代市古閑下町 1717番71地先	なし

令和 8 年 6 月 8 日提出  
八代市長 小野 泰 輔

（提案理由）

市道の認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

# 位置図



# 位置図



# 位置図

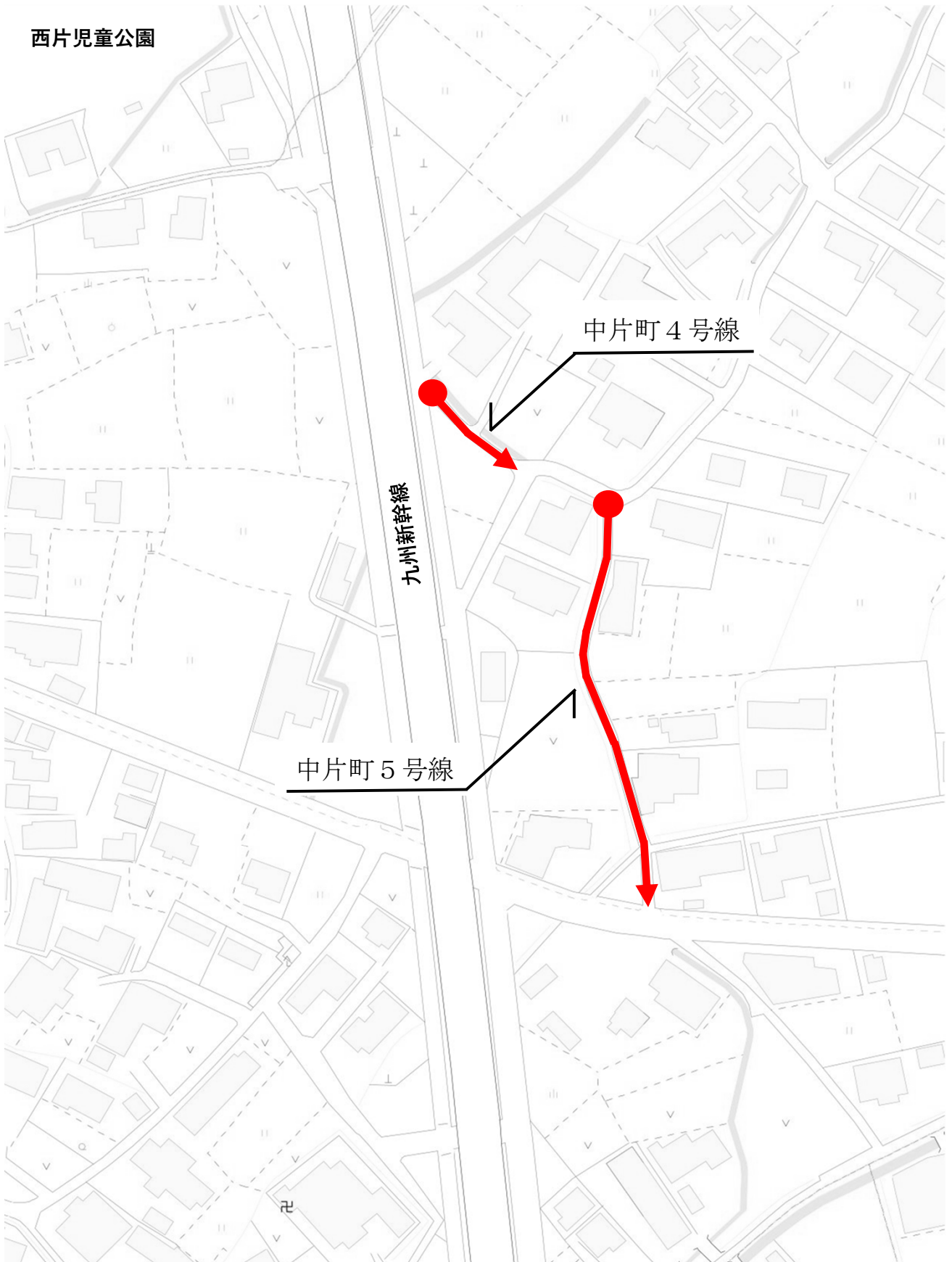


# 位置図



# 位置図

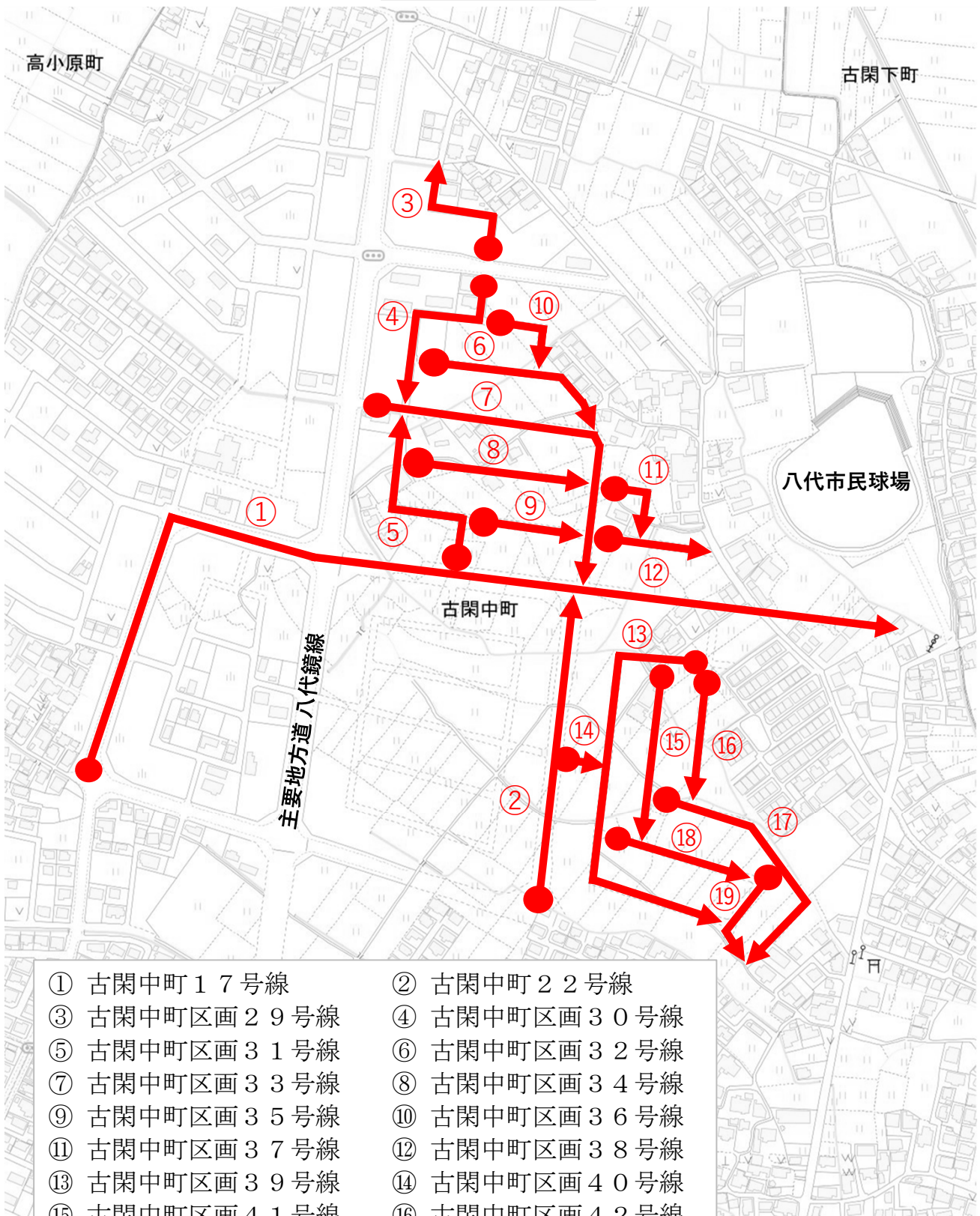
西片児童公園



# 位置図

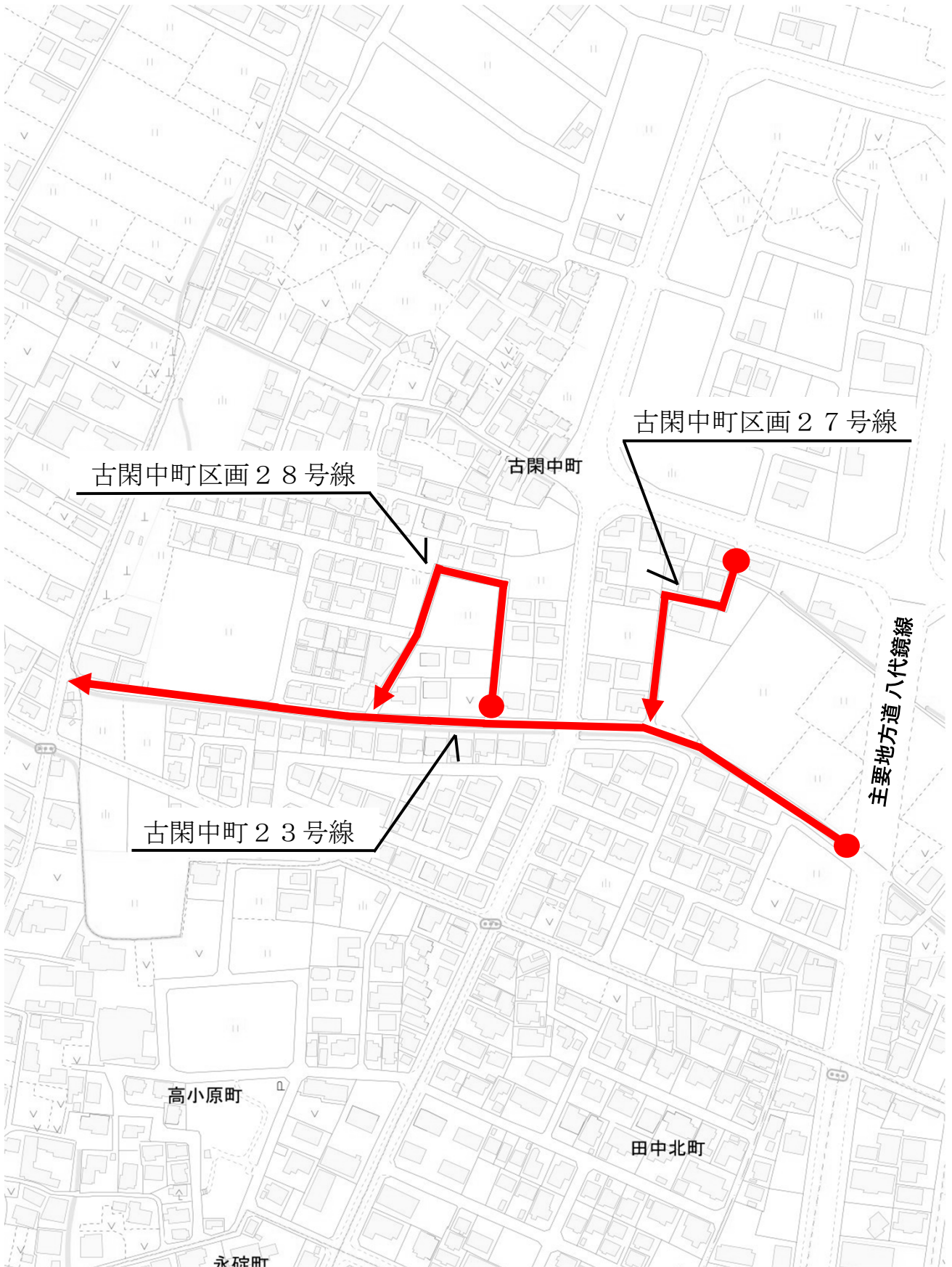


# 位置図



- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ① 古閑中町 1 7 号線   | ② 古閑中町 2 2 号線   |
| ③ 古閑中町区画 2 9 号線 | ④ 古閑中町区画 3 0 号線 |
| ⑤ 古閑中町区画 3 1 号線 | ⑥ 古閑中町区画 3 2 号線 |
| ⑦ 古閑中町区画 3 3 号線 | ⑧ 古閑中町区画 3 4 号線 |
| ⑨ 古閑中町区画 3 5 号線 | ⑩ 古閑中町区画 3 6 号線 |
| ⑪ 古閑中町区画 3 7 号線 | ⑫ 古閑中町区画 3 8 号線 |
| ⑬ 古閑中町区画 3 9 号線 | ⑭ 古閑中町区画 4 0 号線 |
| ⑮ 古閑中町区画 4 1 号線 | ⑯ 古閑中町区画 4 2 号線 |
| ⑰ 古閑中町区画 4 3 号線 | ⑱ 古閑中町区画 4 4 号線 |
| ⑲ 古閑中町区画 4 5 号線 |                 |

# 位置図

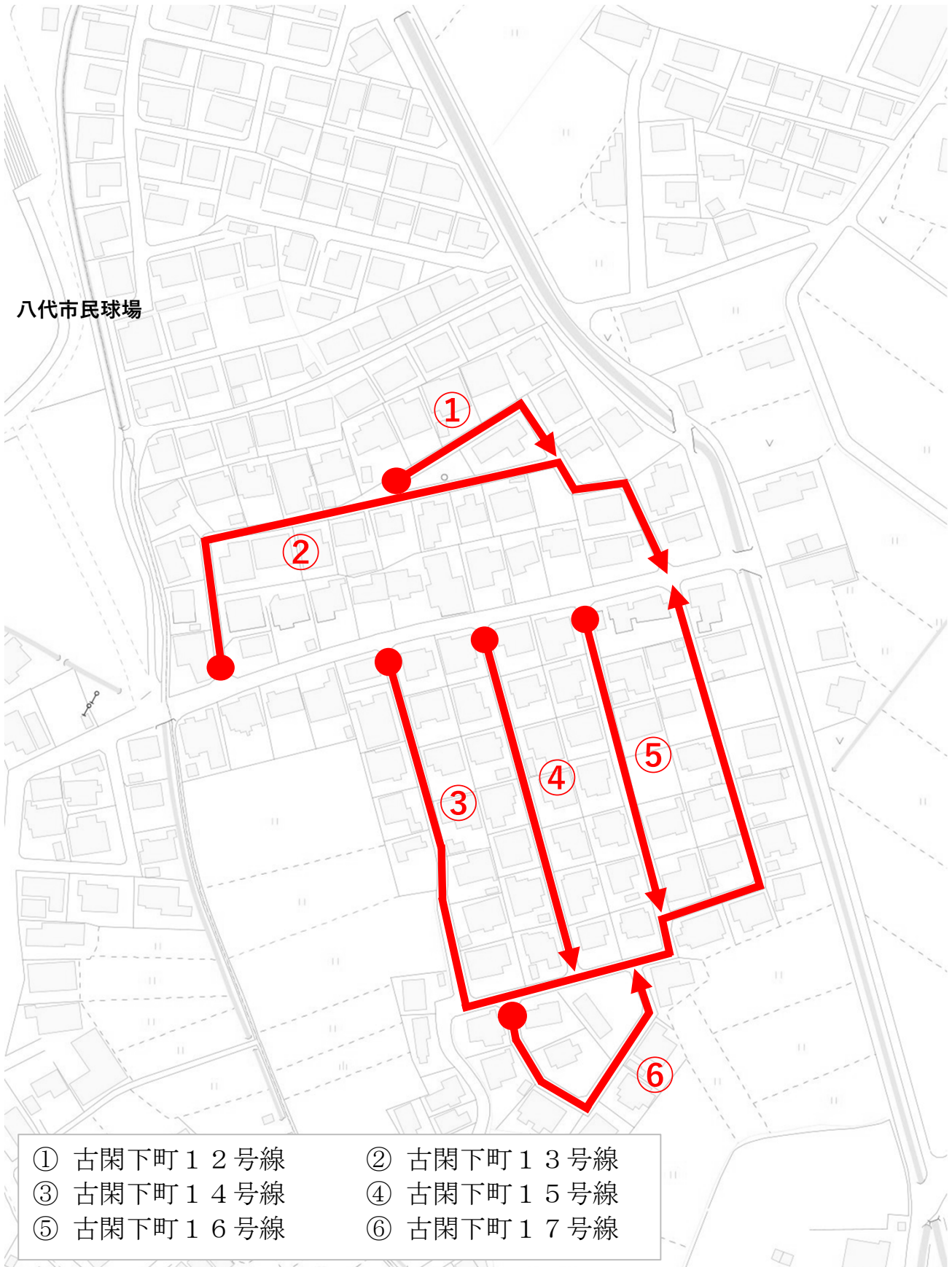


# 位置図



# 位置図

八代市民球場





八代市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

八代市水道事業の設置等に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出  
八代市長 小野 泰 輔

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い、条例の改正が必要である。

八代市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(八代市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 八代市水道事業の設置等に関する条例(平成17年八代市条例第261号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(八代市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 八代市下水道事業の設置等に関する条例(平成26年八代市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(八代市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 八代市簡易水道事業の設置等に関する条例(令和元年八代市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

八代市宮地東サテライトオフィス条例の一部改正について

八代市宮地東サテライトオフィス条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出  
八代市長 小野 泰 輔

(提案理由)

八代市宮地東サテライトオフィスについて、都市部からの事業所の移転等によらないオフィスの利用を可能とするとともに、シェアオフィスを新たな施設として整備するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市宮地東サテライトオフィス条例の一部を改正する条例

八代市宮地東サテライトオフィス条例（令和5年八代市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「促進し」を「促進するとともに、市内の事業者による起業を支援することにより」に、「寄与するとともに」を「寄与し」に改め、「及び情報通信技術を活用した」を「及び」に改める。

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）シェアオフィス

第5条の見出しを「（オフィス又はシェアオフィスの利用要件）」に改め、同条中「オフィス利用（オフィスのみの利用をいう。以下この条及び次条において同じ。）をする」を「オフィス又はシェアオフィスを利用する」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「オフィス」を「オフィス又はシェアオフィス」に、「定住の促進及び」を「及び」に改め、同条第2号中「オフィス利用」を「当該オフィス又はシェアオフィスの利用」に改め、同条に次の1項を加える。

2 別表に規定するオフィス3室及びシェアオフィス4席の計7施設のうち3施設は、原則として都市部からの事業所の移転等により利用する者に限り利用することができるものとする。

第6条（見出しを含む。）中「オフィス利用の期間」を「オフィス又はシェアオフィスの利用期間」に改める。

第15条第2項中「オフィス利用の」を「オフィス又はシェアオフィスの利用である」に改める。

別表中「第4条」を「第4条、第5条」に、

「

オフィス	A	/	午前0時から午後	月額40,000円
	B		12時まで	
	C			

」を

「

オフィス（A・B・C）	/	午前0時から午後	月額40,000円
シェアオフィス（4席）	/	午前0時から午後	1席当たり月額5,000円
		12時まで	

」に

改め、同表備考第1項中「オフィス」を「オフィス若しくはシェアオフィス」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市火入れに関する条例の一部改正について

八代市火入れに関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出  
八代市長 小野 泰 輔

(提案理由)

林野火災対策の推進に係る林野庁通知に基づき、暴風警報若しくは暴風特別警報が発表され、又は林野火災注意報若しくは林野火災警報が発令された場合に森林等における火入れを中止することを明確にするに当たり、条例の改正が必要である。

八代市火入れに関する条例の一部を改正する条例

八代市火入れに関する条例（平成17年八代市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第3条中「の各号のすべて」を「に掲げる要件の全て」に改める。

第14条第1項中「又は火災警報」を「、暴風警報若しくは暴風特別警報が発表された場合又は火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報」に改め、同条第2項中「とき、」を「場合」に、「若しくは火災警報」を「、暴風警報若しくは暴風特別警報が発表された場合若しくは火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報」に、「ときには」を「場合には」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

